

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) ごみを取り巻く状況

ごみ^{※1}は、私たちの日常生活や事業活動によって、絶え間なく排出されるとても身近なものです。

豊かで便利な社会、快適な生活環境を迫することは、私たちにとって望ましいことですが、一方では、天然資源の浪費、自然環境の破壊のほか、ごみの量的拡大や質の多様化などを引き起こし、ごみ処理を取り巻く状況は、深刻化しています。

特にごみ処理に関しては、分別区分の増加、適正処理困難物や在宅医療廃棄物の排出など、一層高度化・複雑化しています。

(2) 国や北海道の状況

国では、平成25年5月に「第3次循環型社会^{※2}形成推進基本計画」を策定し、質にも着目した循環型社会の構築に向けて、リサイクルより優先順位の高い2R^{※3}の取組がより進む社会経済システムの構築、循環資源・バイオマス資源をエネルギー源として有効活用する取組、循環型社会づくりと温室効果ガスの排出を大幅に削減する「低炭素社会^{※4}」づくり、自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会^{※5}」づくりとの統合的取組を推進しています。

北海道においても、平成27年3月に「第4次北海道廃棄物処理計画」や「北海道循環型社会形成推進基本計画(改訂版)」を策定し、「3R^{※6}の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を柱として、北海道循環資源利用促進税^{※7}を活用した産業廃棄物の発生抑制・リサイクル促進のための支援、北海道リサイクル製品認定制度^{※8}の運用などの様々な施策を推進しています。

-
- ※1 ごみ：一般廃棄物の内、し尿を除いたものを言います。
 - ※2 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会です。循環型社会を構築する方法として、①ごみを出さない。②出たごみはできるだけ利用する。③どうしても利用できないごみはきちんと処分する。ということが大切です。
 - ※3 2R：発生抑制(Reduce：リデュース)、再使用(Reuse：リユース)を言います。
 - ※4 低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つの二酸化炭素の排出量が少ない社会です。低炭素社会を構築するためには、省エネを行う、マイバッグを持参するなど、石油などの化石エネルギーに依存した生活を見直す必要があります。
 - ※5 自然共生社会：豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる社会です。自然共生社会を構築するためには、自然環境に配慮する意識を高め、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用への取組を定着させるなど、自然環境への負荷の少ないライフスタイルへの取組が必要です。
 - ※6 3R：発生抑制(Reduce：リデュース)、再使用(Reuse：リユース)、再生利用(Recycle：リサイクル)を言います。
 - ※7 循環資源利用促進税：産業廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てることを目的として、北海道で初めて導入する法定外目的税です。
 - ※8 北海道リサイクル製品認定制度：道内で発生した循環資源を利用し、道内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を北海道が認定し、PRを行うなどしてリサイクル製品の利用を促進する制度です。

(3) 千歳市の状況

市では、道内でも早くから集団資源回収事業に取り組んでおり、昭和57年度からの事業開始以降、着実に資源回収実績を上げてきました。

平成13年度から4種資源物の収集、平成23年10月からプラスチック製容器包装の収集、平成26年度から使用済み小型家電の回収をそれぞれ開始し、ごみの再資源化の拡大を行ってきました。

また、平成18年5月からは、市民意識の向上とごみの減量を目的として、「家庭ごみの有料化」を実施し、ごみ減量化に努めています。

このほか市は、事業ごみ処理手数料と産業廃棄物処分費用を度々改定しており、直近では、平成26年度に改定しています。

(4) 千歳市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物^{※9}処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの発生抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

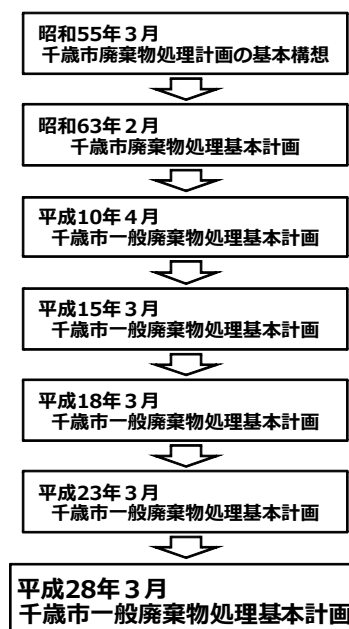
市の計画としては、昭和55年3月に「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定して以来、社会状況の変化に対応しながら幾度の見直しを行っており、平成15年3月に策定した「千歳市一般廃棄物処理基本計画」では、市民・事業者・市の役割分担を明確にするなど循環型社会構築に向けた一歩を踏み出しました。

そして、平成17年7月に「千歳市循環型社会形成推進施策20」を策定したことにより、ごみの排出量の見直しが必要となったため、平成18年3月に改定しています。

また、平成22年度における「北海道循環型社会形成推進基本計画」の改定のほか、計画収集人口の見直し、平成23年8月からの新たな破碎処理場の稼働、及び同年10月からのプラスチック製容器包装の分別収集開始等により、ごみ処理計画及び施設整備計画の見直しが必要となったことから、平成23年3月に改定を行っています。

そして、平成26年2月の道央廃棄物処理組合^{※10}の設立及び平成27年3月の道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画^{※11}」の策定並びに「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」の改定といった、関係計画の改定に伴う整合性やごみ処理を取り巻く状況の変化に対応するため、ごみ処理計画の見直しが必要となりました。

以上のことから、市民・事業者・市が協働のもと、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」を構築するため、長期的・総合的視点に立ったごみの発生抑制から最終処分までの適正な処理を進めることを目的として「千歳市一般廃棄物処理基本計画」を改定します。



※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく法定計画です。

- ※9 一般廃棄物：本計画のごみ処理編における一般廃棄物は、し尿を除いたものを示します。
- ※10 道央廃棄物処理組合：平成26年2月の設立時は、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町の2市3町で構成されていましたが、平成27年10月に栗山町が新たに参画し、2市4町となりました。
- ※11 ごみ処理広域化基本計画：焼却対象ごみの広域処理を展開する上で必要な統一すべき条件やルール等について、将来の方針を定めたもので、道央廃棄物処理組合が平成27年3月に策定しました。その後、栗山町の加入により、平成28年3月に改定しています。

2 計画の期間

(1) 千歳市一般廃棄物処理基本計画-ごみ処理編-の期間

計画の期間は、ごみ処理施設及び最終処分場の整備に長期的な見通しが必要なことから、平成28年度から平成42年度までの15年間とします。

また、経済社会の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行う中間目標年次を平成32年度と平成37年度に設定します。

なお、この計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-1 計画目標のスケジュール

年度	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40	H 41	H 42
内容	計画策定年次	第1期				中間目標年次	第2期				中間目標年次	第3期				計画目標年次

(2) 千歳市一般廃棄物処理基本計画-ごみ処理編-の位置付け

千歳市一般廃棄物処理基本計画-ごみ処理編-は、千歳市におけるまちづくりの最上位計画である千歳市第6期総合計画と総合計画の施策を環境面から総合的・計画的に推進することを目的とした千歳市環境基本計画(第2次計画)の下に位置する計画であり、道央廃棄物処理組合が策定するごみ処理広域化基本計画と整合を図りながら、市内全域の一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本的な事項を定めています。

また、長期的視点で策定する千歳市一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとの一般廃棄物の処理に係る事項を定めた千歳市一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定しています。

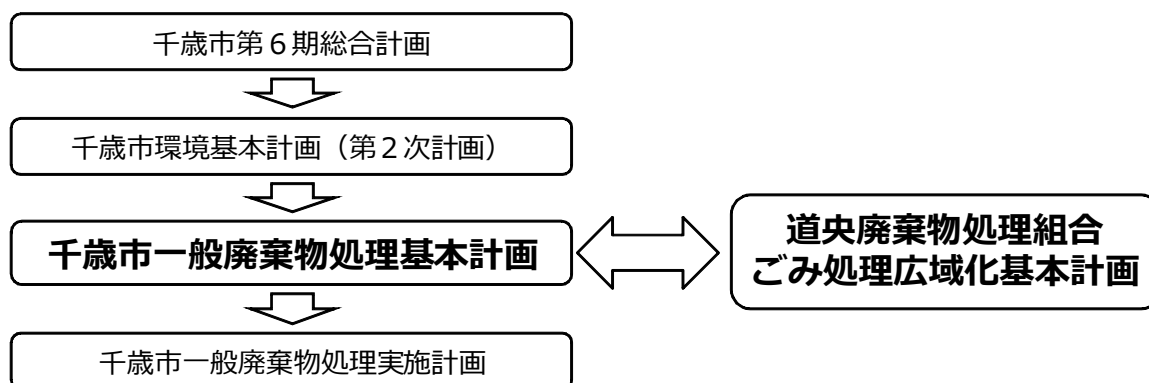


図 1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

(2) 気象

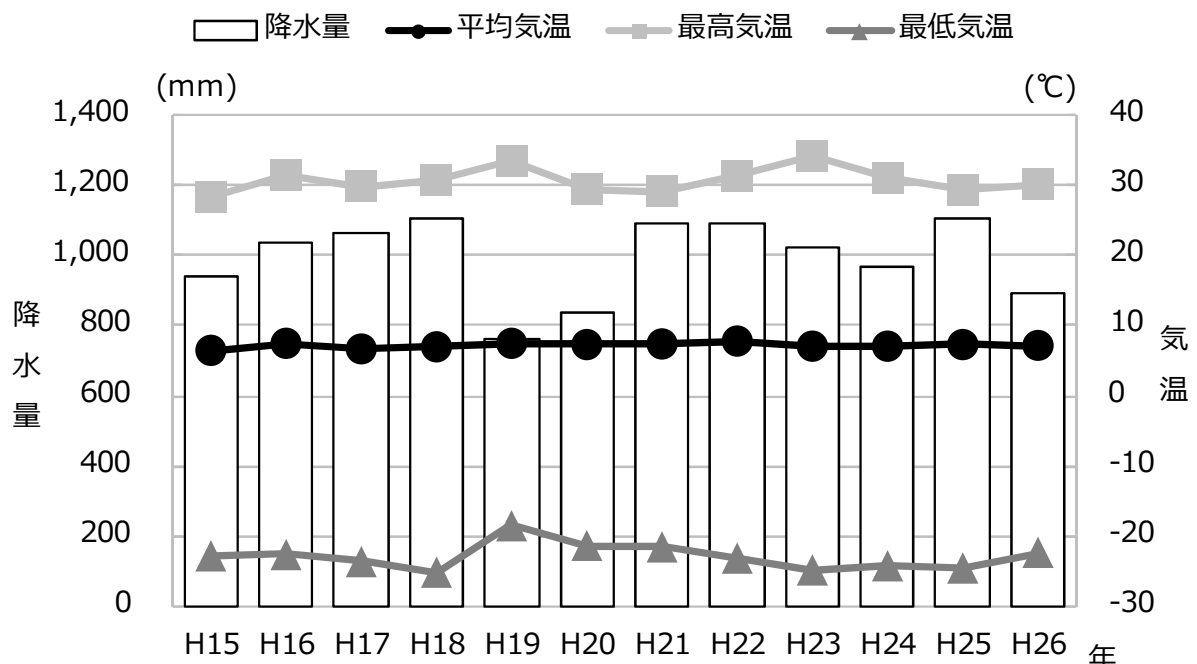
千歳市は太平洋と日本海の気象の影響を受ける分岐点に位置しています。このため、梅雨や台風の影響が少なく、年間降水量は1,000mm程度で降雪量も道内では少ない地域です。

また、夏季の最高気温は30℃程度、冬季には最低気温が0℃未満の冬日が続き、年間の平均気温は7℃程度で、内陸型のしのぎやすい気候となっています。

表 1 - 2 気象データ(平成15年～平成26年平年値)

区分	気温(℃)			降水量(mm)	最多風向
	平均気温	最高気温	最低気温		
平成15年	6.5	28.4	-22.8	942	南南東
平成16年	7.5	31.5	-22.6	1,036	南南東
平成17年	6.7	29.9	-23.6	1,062	南南東
平成18年	7.0	30.8	-25.1	1,104	南南東
平成19年	7.5	33.5	-18.5	764	南
平成20年	7.3	29.5	-21.3	840	南
平成21年	7.4	29.2	-21.5	1,089	南南東
平成22年	7.8	31.4	-23.1	1,089	南南東
平成23年	7.1	34.2	-24.8	1,026	南南東
平成24年	7.1	31.1	-24.2	971	南南東
平成25年	7.3	29.4	-24.5	1,109	南南東
平成26年	7.2	30.2	-22.3	891	南南東

※千歳観測所(アメダス)によります。



※千歳観測所(アメダス)によります。

図 1 - 3 年ごとの降水量、気温の推移(平成15年～平成26年平年値)

(3) 人口動態

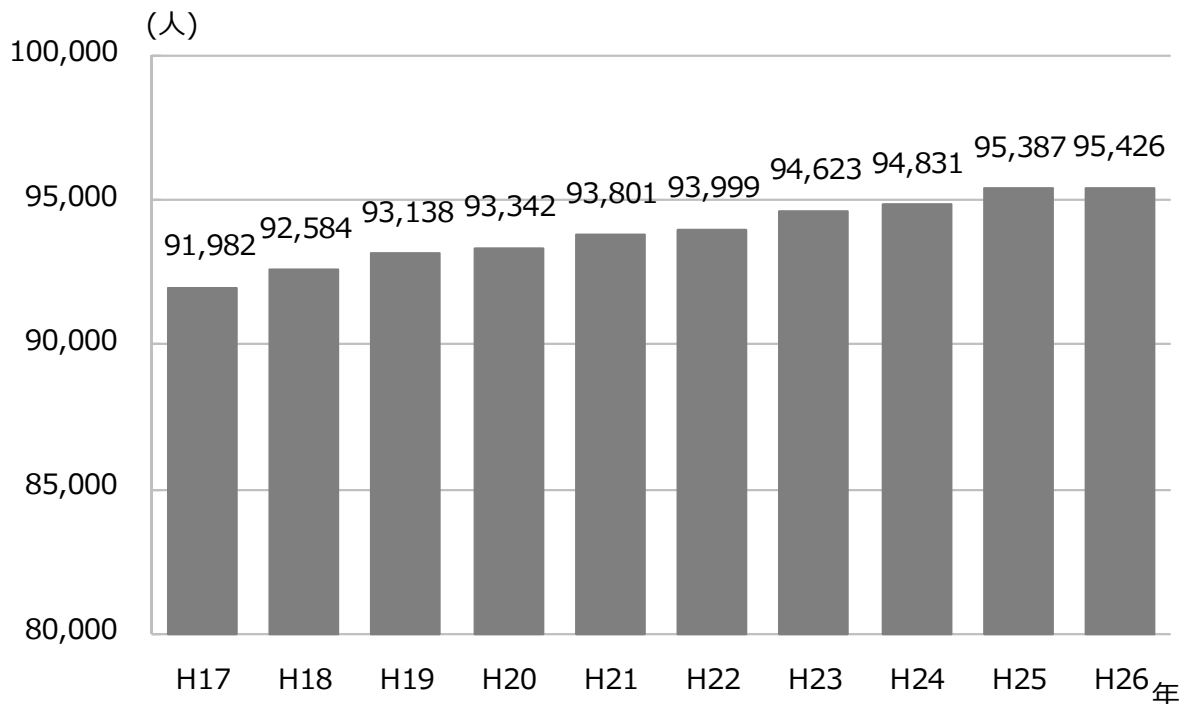
平成26年10月1日現在の総人口は、95,426人であり、人口の推移は表 1 - 3 に示すとおりで、平成26年の総人口伸び率は少ないものの、10年間増加傾向が続き、合計約3,400人増加しています。

表 1 - 3 総人口の推移(平成17年～平成26年)

(単位：人)

年	総人口	増減	年	総人口	増減
平成17年	91,982	-	平成22年	93,999	198
平成18年	92,584	602	平成23年	94,623	624
平成19年	93,138	554	平成24年	94,831	208
平成20年	93,342	204	平成25年	95,387	556
平成21年	93,801	459	平成26年	95,426	39

※千歳市資料(住民基本台帳及び外国人登録者名簿)各年10月1日現在



※千歳市資料(住民基本台帳及び外国人登録者名簿)各年10月1日現在

図 1 - 4 総人口の推移

(4) 産業

第1次産業及び第2次産業の従業者数は増加傾向にある一方、第3次産業の従業者数は増減を示しており、平成26年における産業別の割合は、第1次産業が0.9%、第2次産業が18.3%、第3次産業が80.8%となっています。

また、平成26年において、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で全事業所数の約46%、全従業者数の約25%を占めています。

表 1 - 4 産業別従業者数の推移

(単位：人)

区分	平成18年		平成21年		平成26年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業	19	314	38	384	35	386
林業	2	4	3	25	4	20
漁業	2	4	3	38	3	33
第1次産業計	23	322	44	447	42	439
鉱業・採石業・砂利採取業	2	27	4	31	2	3
建設業	220	2,200	273	2,395	245	2,013
製造業	133	5,453	152	5,438	153	7,172
第2次産業計	355	7,680	429	7,864	400	9,188
電気・ガス・熱供給・水道業	7	155	5	147	7	140
情報通信業	124	3,904	24	105	17	82
運輸業・郵便業			142	4,985	136	4,792
卸売業・小売業	793	7,999	838	8,245	857	7,717
金融業・保険業	65	454	59	581	56	493
不動産業・物品賃貸業	68	452	138	951	135	1,066
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	92	691	85	706
宿泊業・飲食サービス業	723	4,597	714	4,938	631	4,670
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	341	2,231	311	2,242
教育・学習支援業	117	1,448	120	1,468	129	1,472
医療・福祉	187	2,986	215	3,484	232	4,210
複合サービス事業	22	412	19	208	17	293
サービス業(ほかに分類されないもの)	588	5,975	181	2,924	182	2,679
公務(ほかに分類されるものを除く)	33	11,103	33	10,214	32	10,042
第3次産業計	2,727	39,485	2,921	41,172	2,827	40,604
合計	3,105	47,487	3,394	49,483	3,269	50,231

※平成18年事業所・企業統計調査、平成21,26年経済センサス-基礎調査によります。